



保医発0930第3号
平成25年9月30日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公 印 省 略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第1号)の一部を下記のとおり改正し、平成25年10月1日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図りたい。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D006-8サイトケラチン19(KRT19)mRNA検出の留意事項を次のとおり改める

サイトケラチン19(KRT19)mRNA検出は、視触診等による診断又は術前の画像診断でリンパ節転移陽性が明らかでない乳癌、胃癌又は大腸癌患者に対して、摘出された乳癌、胃癌又は大腸癌所属リンパ節中のサイトケラチン19(KRT19)mRNAの検出によるリンパ節転移診断及び術式の選択等の治療方針の決定の補助を目的として、OSNA(One-Step Nucleic Acid Amplification)法により測定を行った場合に、一連につき1回に限り算定する。

- 2 別添1第2章第3部第1節第1款D023中(18)イの次に次の一文を加える。

ウ 当該検査は、薬剤耐性結核菌感染が疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。

3 別添1第2章第3部第1節第1款D023中(19)ウの次に次の一文を加える。

エ 当該検査は、薬剤耐性結核菌感染が疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。

4 別添1第2章第3部第1節第1款D023中(20)を(21)とし、(19)の次に次のように加える。

(20) 結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出

ア 結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「10」結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出に準じて算定する。

イ 当該検査は、同時に結核菌を検出した場合に限り算定する。

ウ 当該検査は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「6」結核菌群核酸検出を併用した場合は、主たるもののみ算定する。

エ 当該検査は、薬剤耐性結核菌感染が疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。

現 行	改 正 後
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査</p> <p>D006-8 サイトケラチン19 (KRT19) mRNA検出 サイトケラチン19 (KRT19) mRNA検出は、術前の画像診断又は視触診等による診断でリンパ節転移陽性が明らかでない乳癌患者に対して、摘出された乳癌所屬リンパ節中のサイトケラチン19 (KRT19) mRNAの検出によるリンパ節転移診断の補助を目的として、OSNA (One-Step Nucleic Acid Amplification) 法により測定を行った場合に、一連につき1回に限り算定する。</p> <p>D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(17) 略 (18) 結核菌群リファレンス耐性遺伝子検出 ア「10」の結核菌群リファレンス耐性遺伝子検出は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する。 イ「10」の結核菌群リファレンス耐性遺伝子検出は、「6」の結核菌群核酸検出を併用した場合のみ算定する。</p> <p>(19) 結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出 ア 結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「10」結核菌群リファレンス耐性遺伝子検出に準じて算定する。 イ 当該検査は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する。 ウ 当該検査は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「6」結核菌群核酸検出を併用した場合、主たるものの</p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査</p> <p>D006-8 サイトケラチン19 (KRT19) mRNA検出 サイトケラチン19 (KRT19) mRNA検出は、視触診等による診断又は術前の画像診断でリンパ節転移陽性が明らかでない乳癌、胃癌又は大腸癌患者に対して、摘出された乳癌、胃癌又は大腸癌所屬リンパ節中のサイトケラチン19 (KRT19) mRNAの検出によるリンパ節転移診断及び術式の選択等の治療方針の決定の補助を目的として、OSNA (One-Step Nucleic Acid Amplification) 法により測定を行った場合に、一連につき1回に限り算定する。</p> <p>D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(17) 略 (18) 結核菌群リファレンス耐性遺伝子検出 ア「10」の結核菌群リファレンス耐性遺伝子検出は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する。 イ「10」の結核菌群リファレンス耐性遺伝子検出は、「6」の結核菌群核酸検出を併用した場合、主たるもののみ算定する。 ウ 当該検査は、薬剤耐性結核菌感染が疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。</p> <p>(19) 結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出 ア 結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「10」結核菌群リファレンス耐性遺伝子検出に準じて算定する。 イ 当該検査は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する。 ウ 当該検査は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「6」結核菌群核酸検出を併用した場合、主たるものの</p>

み算定する。

エ 当該検査は、薬剤耐性結核菌感染が疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。

(20) 結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出

ア 結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「10」結核菌群リファンピシリン耐性遺伝子検出に準じて算定する。

イ 当該検査は、同時に結核菌を検出した場合に限り算定する。

ウ 当該検査は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「6」結核菌群核酸検出を併用した場合は、主たるもののみ算定する。

エ 当該検査は、薬剤耐性結核菌感染が疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。

み算定する。

(21) 略

(20) 略